

第19号議案

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年2月25日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

1 当事者

原告 蒲郡市旭町17番1号
蒲郡市

代表者 蒲郡市長 稲葉正吉

被告 蒲郡市西浦町大山25番地6（被相続人の最後の住所）
亡袴田政克相続財産

2 事件名 建物収去土地明渡し等請求事件

3 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し、訴えの対象物件の建物を収去し、及び土地を明渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し、訴え提起の日までの未払賃料及びこれに係る遅延損害金を支払え。
- (3) 被告は、原告に対し、訴え提起の日の翌日から明渡し済みに至るまで、1年金193,270円の割合による金員を支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告の負担とする。

4 訴えの対象物件

(1) 建物

- ア 蒲郡市西浦町大山25番地6
家屋番号25番6の5 居宅 木造瓦葺2階建
- イ 蒲郡市西浦町大山25番地6
未登記 旅館 木造亜鉛メッキ葺平家建

(2) 土地

蒲郡市西浦町大山25番6の一部

面積 429.49㎡

5 訴訟の方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 第1審判決の結果必要がある場合は上訴するものとし、被告が上訴した場合又は反訴した場合は応訴する。

提案理由

蒲郡市が所有する土地の賃借人が、未払賃料の支払に応じないため、当該土地にある建物の取去及び土地明渡し並びに未払賃料支払を求める訴えを提起するため提案する。